



平成31年度「全国安全週間」に合わせて 滋賀労働局労働基準部長が安全パトロールを実施

滋賀労働局(局長 石坂 弘秋)では、「全国安全週間」(本週間：7月1日～7日、準備期間：6月1日～30日)の取組の1つとして、令和元年6月27日(木)に、積水化学工業株式会社滋賀栗東工場(滋賀県栗東市野尻75)において、滋賀労働局労働基準部長、大津労働基準監督署長等による安全パトロールを実施しました。

積水化学工業株式会社滋賀栗東工場は、樹脂成形品の製造を行う事業場であり、主に、樹脂製管材、FRP製の産業用資材等の製造を行っています。



安全衛生活動の取組状況を確認したところ、特徴的な活動、好事例として、以下の活動が展開されていました。

- ① 積水化学グループ全体として「安全方針」を定め、労働災害だけではなく、通勤災害、疾病等も含めた「トータルセーフティ活動」を展開している。
- ② 積水化学グループ独自の設備設計基準(安全カバー、シリンダーの隙間の広さ等、機械設備を設計する際の基本的事項)を定め、新規導入設備への適用に加え、既存設備に対しても基準を満たすよう改修を行う等、設備の本質安全化を図っている。
- ③ 「安全道場」が開設され、道場内には、ボール盤等の回転部に軍手、衣服が巻き込まれることを体感できる設備、火災発生時の初期消火作業を体感できる設備、複数名での共同作業時の相互の声掛けの重要性を理解するための設備、事業場内で過去に発生した労働災害の発生状況に関する資料等、充実した内容の教材用設備が設置されている。また、「安全道場」の教育内容は2年ごとに見直され、見直しが行われるごとに、全ての労働者が安全教育を受講している。





回転刃への軍手巻き込まれ体感教育

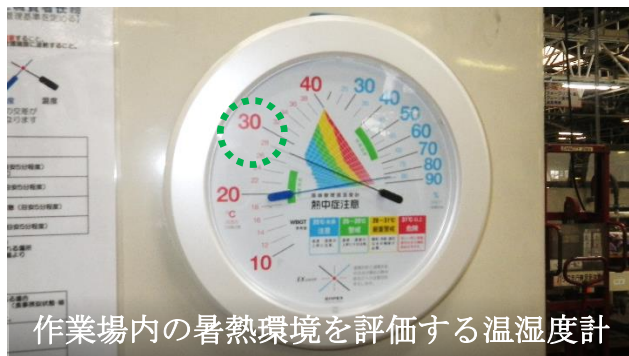


床面の性質の違いによる転倒体感教育

- ④ 転倒災害防止対策として、階段、段差の高さ、幅、奥行きを定め、基準外の階段等の改善を行っており、また、階段、段差、作業箇所等への滑り止め、注意喚起表示、昇降台、踏み台等の設置を行っている。
- ⑤ 熱中症対策として、作業場内の温度、湿度による管理基準を設定し、水分補給、休憩の量、頻度等を定めている。また、工場内に気流を発生させるファン、部分空調設備の設置、空調服の導入を行う等、作業場内の暑熱環境の改善も行っている。
- ⑥ 機械設備の内部にアクセスするハッチ、のぞき窓等に設置されるカバーについて、不具合発生時等に作業者が咄嗟にカバーを外してしまわないよう、専用工具を用いなければ取り外せない構造になっている。
- ⑦ 積水化学グループでは、災害発生原因となりやすいカッターナイフの使用を原則禁止しており、安全教育を行った上で使用を許可している。
- ⑧ 現場の各チームにおいて、作業開始前、終了後にブリーフィングを行い、チーム全体で、情報の共有、意思の疎通、疑問の解消等を図り、また、作業を振り返ることで教訓的事項の次の作業への反映を図っている。



はさまれ防止のため隙間を確保したシリンダー



作業場内の暑熱環境を評価する温湿度計



専用工具でのみ取り外せるカバー



カッターナイフ使用に係る安全教育